

会津大学大学院教務委員会規程

(平成18年4月1日規程第22号)

(最終改正 2019年3月29日)

(趣旨)

第1条 この規程は、会津大学学内運営組織等に関する規程第30条の規定に基づき、大学院教務委員会（以下「委員会」という。）の運営方法その他必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 教育課程及び授業に関すること。
- (2) 試験及び単位の認定に関すること。
- (3) 進級に関すること。
- (4) 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び研修員並びに外国人留学生の入学又は受入れに係わる審査に関すること。
- (5) その他教務に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者によって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 学生部長
- (3) 各専攻長
- (4) コンピュータ・情報システム学専攻から選出された2名及び情報技術・プロジェクトマネジメント専攻から選出された1名の委員

(任期)

第4条 前条第4号に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たな委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

(会議)

第6条 委員長は会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員会において議決を要する事項は、出席委員の過半数によって決定し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長が必要と認める場合は、委員以外の関係者を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(小委員会)

第8条 本委員会は、第2条について専門的な検討を行うため、必要に応じ小委員会を設置することができる。

- 2 小委員会は、委員長が指名するものをもって組織する。
- 3 小委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(庶務)

第9条 委員会に関する庶務は、事務局学生課が行う。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会の議を経て、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月4日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。